(TP25002)

「障害者雇用に関する優良な中小事業主に対する認定制度」

（通称：もにす）に認定されました

※もにす認定制度とは

もにす認定制度とは、障害者雇用の促進や雇用の安定に関する取組みの実施状況が優良な中小事業主に対し、厚生労働大臣が認定する制度です。正式名称は「障害者雇用に関する優良な中小事業主に対する認定制度」で、令和２年からスタートしました。現在までに認定基準を満たす企業が数多く誕生しています。また、「もにす」という名前は「共に進む（ともにすすむ）」という言葉が由来になっており、企業と障害者が共に明るい未来や社会に進んでいくことに期待して名付けられました。

企業と障害者が、明るい未来や社会の実現に向けて

と も に す す む

という思いをこめて、愛称を「もにす」と名付けました。

弊社は令和７年７月２日付けで、もにす認定制度に申請し、厳正なる審査の結果、令和７年８月 20 日付けにて認定されました。

下記、認定通知書交付式（令和７年９月３日）の様子です。
福岡労働局新館にて弊社の代表取締役である三舛が、認定通知書を受け取りました。

左：職業安定部長　　右；弊社社長

認定通知書交付式では厚生労働省福岡労働局職業安定部長より、認定通知書が授与されました。

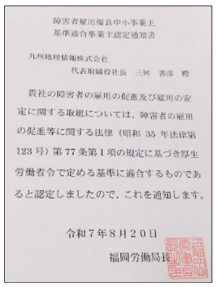

令和７年８月２０日

福岡労働局長

弊社の認定が、福岡県下では 13 番目の認定であるということでした。多くの中小事業所があるなか、数少ない認定であることをうけ名誉ある認定ということを改めて実感しています。これからも共生社会の実現に向けて、ともにすすんでいきたいと思います。

― 以上 ―